**プロアーティスト等による動画配信応援事業実施要項**

**１　事業概要**

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内における芸術文化活動の制限が想定されることから、プロフェッショナルのアーティスト、クリエイター等（以下「プロアーティスト等」といいます。）の活動を支援するため、自らの公演や作品公開のための収録、配信等を行うための公の施設の使用料を全額減免します。

**２　事業内容**

（１）対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動自粛を余儀なくされているプロアーティスト等で、以下の要件をすべて満たす方を対象とします。

ア　音楽、演劇、舞踊、映像、美術、伝統芸能等の芸術文化分野で活動していること。

イ　過去1年以上継続してプロアーティスト等として芸術文化活動（不特定多数の観客等に対し対価を得て行う公演・展示等の活動）を行っていること。

ウ　.米子市在住であること又は米子市内を主な活動拠点としていること。

エ　すでに米子市内において活動実績があり、今後も継続して市内で活動を行う予定であること。

（２）支援内容等

　　ア　対象者が自らの公演や作品公開のための収録、配信を行うため利用する対象施設の別途指定する利用場所の使用料のほか器具使用料、冷暖房費を全額減免する。

　　イ　対象者１組につき、１回４時間以内、週１回程度の利用を上限とする。

　　ウ　対象者は施設ごとの利用条件等を遵守し、収録、配信を行うために必要な機器等

　　　を用意すること。

　　エ　実施期間は、令和３年４月１日（木）から１２月３１日（金）までとする。た

　　　だし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により変更する場合がある。

**３　対象施設（利用場所）**

（１）米子市文化ホール（練習室）

　（２）米子市淀江文化センター（イベントホール）

（３）米子市公会堂（リハーサル室、ホワイエ）

　（４）米子市美術館（第１展示室）

**４　申請方法**

（１）利用の１週間前までに利用する施設へ所定の申請書（使用許可申請書及び減免申請書）を提出してください。

（２）市は、施設の指定管理者から報告をうけ、支援対象となる事業であるか審査します。

（３）審査結果は、市から施設にお知らせし、施設から利用者へお伝えします。

**５　注意事項**

　　国の対処方針又は県若しくは市が新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として定めるガイドライン等の変更により、施設の利用方法に変更が生じた場合は、支援内容の変更を行う場合がございます。

**６　お問合せ**

各対象施設に直接お問合せください。

・米子市公会堂　0859－22－3236

・米子市文化ホール　0859－35－4171

・米子市淀江文化センター　0859－39－4050

・米子市美術館　0859－34－2424

【担当】

米子市経済部文化観光局文化振興課　文化振興担当

〒683-0067　米子市東町161-2（市役所第2庁舎3階）

電話：0859-23-5346

ファクシミリ：0859-23-5414